

自主防災組織規定

(名称及び組織)

第1条 上江別自治連合会規約第4条4項の目的達成のため、上江別自治連合会自主防災組織（以下「上江連自防災」という）を組織し、事務所は本部長宅に置く。

(目的)

第2条 上江連自防災は災害対策基本法及び江別市地域防災計画の規定により、上江別地域の自主的な防災活動を行い、災害などによる被害防止及び人命安全確保等の軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 上江連自防災は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 防災に関する地域への普及に関すること。
- 2) 災害発生時における情報収集、伝達、初期の消火、救出、救護、避難誘導、応急手当に関すること。
- 3) 防災訓練に関すること。
- 4) その他防災活動上必要とすること。

(役員)

第4条 上江連自防災に次の役員を置く。

本部長1名、副本部長3名、防災部長4名、班長5名、副班長若干名、会計1名
監事2名。

(役員の仕事)

- 第5条
- 1) 本部長は上江連自防災を代表し災害発生時には応急対策の指揮をとる。上江別自治連合会会長が兼務する。
 - 2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるとはその職務を代行する。上江別自治連合副会長が兼務する。
 - 3) 防災部長は別表の組織により、情報収集、連絡調整にあたる。
 - 4) 班長は別表の組織編成により、担当班の業務を遂行する。
 - 5) 副班長は別表の組織編成により、担当班の業務を遂行する。
 - 6) 会計は上江連自防災の会計業務を担当する。
 - 7) 監事は上江連自防災の監査を担当する。上江別自治連合会監事が兼務する。

(役員の仕事)

- 第6条
- 1) 上江連自防災役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。
 - 2) 欠員が生じたときは補充し、その仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第7条
- 1) 上江連自防災の会議は、定期総会、役員会とする。
 - 2) 定期総会は毎年4月とし、上江別自治連合会の総会時に開催する。議長は出席

者より選出する。

3) 役員会は本部長が必要と認めた時に招集する。役員会は構成員の過半数の出席を必要とする。

4) 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(防災計画)

第8条 上江連自防災は災害などによる被害の防止及び軽減を図るため、次の事項につき防災計画を作成する。

- 1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- 2) 防災知識の普及に関する事。
- 3) 防災訓練の実施に関する事。
- 4) 災害発生時における情報収集、伝達、出火防止、初期の消火、救出、救護、避難誘導及び給食に関する事。
- 5) その他防災活動上必要とする事。

(経費)

第9条 上江連自防災の運営経費は、各単位自治会の負担金及びその他の収入をもってあてる。負担金は、各単位自治会の世帯数に応じて徴収する。金額は総会で決定する。

(会計年度)

第10条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第11条 監査は毎年1回行い、その結果を総会に報告するものとする。

(規約の改廃)

第12条 さきに制定した上江別地域水防団規約を廃止し、上江連自防災規定を準用するものとする。

(雑則)

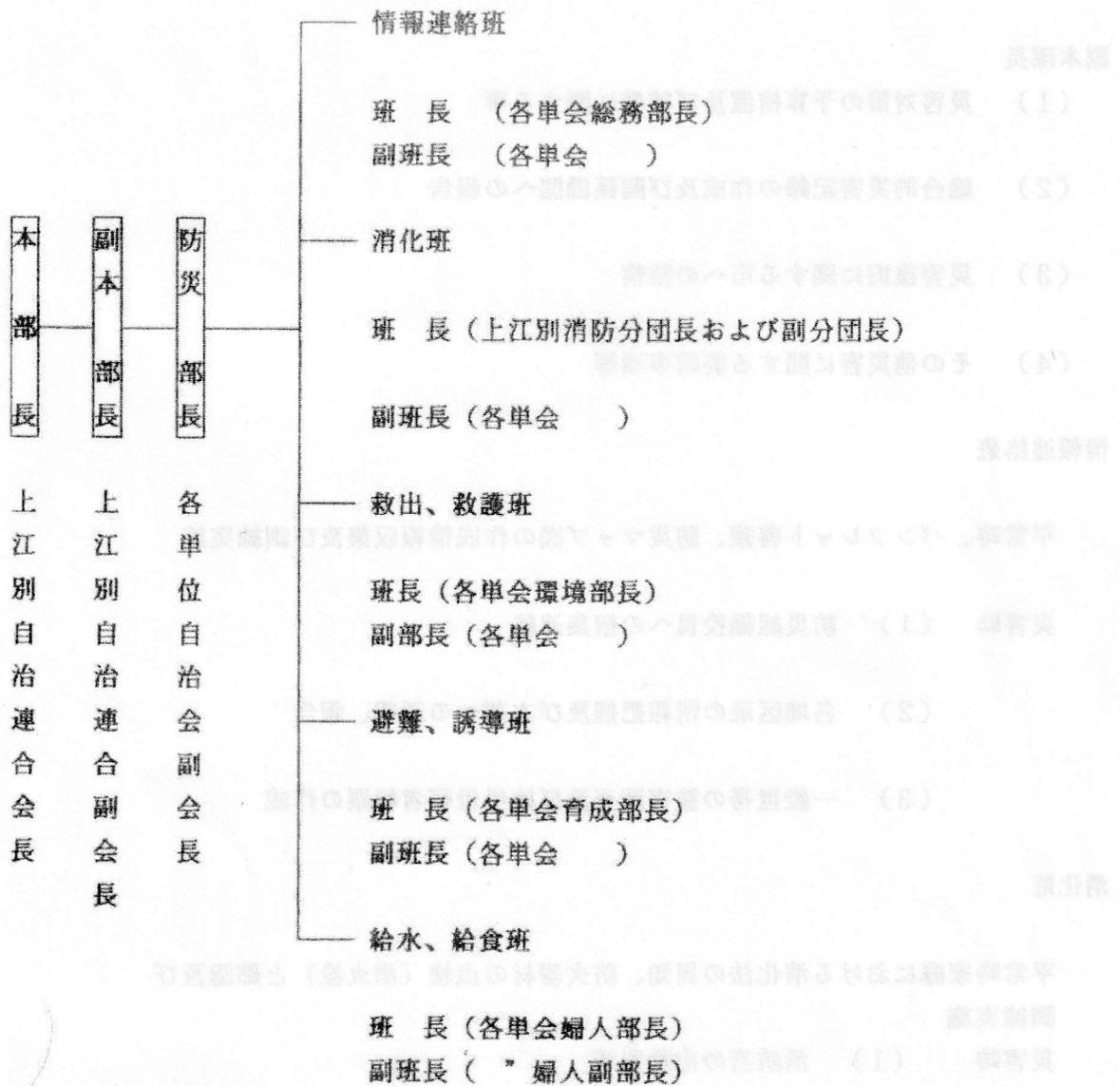
第13条 この規定に定めるほか、上江連自防災の運営上必要な事項は、本部長が役員会に諮り定める。

(付則)

第14条 この規定は平成10年5月10日より施行する。

別 表

組 織 編 成 成



所 掌 事 務

本部長

- (1) 災害時における応急対策全般の指揮
- (2) 避難勧告又は指示の発令、市災害対策本部との調整

副本部長

- (1) 災害対策の予算措置及び補償に関する事
- (2) 総合的災害記録の作成及び関係機関への報告
- (3) 災害復旧に関する市への陳情
- (4) その他災害に関する要請事項等

情報連絡班

平常時、パンフレット啓蒙、防災マップ図の作成情報収集及び訓練実施

- 災害時
- (1) 防災組織役員への招集連絡
 - (2) 各地区班の情報把握及び本部への通報、報告
 - (3) 一般世帯の被害調査及び被災世帯者帳票の作成

消化班

平常時家庭における消化法の周知、防火器材の点検（消火栓）と確認及び訓練実施

- 災害時
- (1) 消防者の出動要請
 - (2) 初期消化活動実施と出動全般にわたる処置及び調査
 - (3) 各単会員の協力依頼

救出、救護班

- 平常時
- (1) 地域内独居老人、身障者の確認及びリスト作成
 - (2) 救出、救護訓練の実施

- 災害時
- (1) 応急医療及び救急車の要請
 - (2) 被災世帯の救出及び人命救助
 - (3) 被災地の環境衛生調査及び防疫に関する事項

避難誘導班

- 平常時
- (1) 一時避難場所及び経路の確認
 - (2) 危険箇所の表示
 - (3) 誘導訓練の実施

- 災害時
- (1) 被災者の指定避難場所への誘導（一中）
 - (2) 被災者（高齢者、身障者）の緊急輸送手配
 - (3) 緊急対応と炊き出し体制へ協力依頼

給水、給食班

平常時 一家庭最低3食分の食料、飲料水の備蓄のPR

- 災害時
- (1) 避難所の人員把握と報告
 - (2) 避難所被災者及び従事者の食事確保
 - (3) 生活物資の配分調整
 - (4) 防災機関との連絡調整
 - (5) 被災者の健康管理